

# ソーシャル・イノベーションのための ATAMI 社会課題ラボ会員規約

株式会社未来創造部のプログラム「ソーシャル・イノベーションのための ATAMI 社会課題ラボ」の参加に際しては、ソーシャル・イノベーションのための ATAMI 社会課題ラボ会員規約（以下本会員規約）の全文をお読みいただいたうえで、本会員規約に同意いただく必要があります。

## 1. 適用

本会員規約は、本プログラムの参加に関する会員と当社との間のあらゆる関係に適用されるものとし、会員は、本プログラムに参加するにあたり、自己の責任において本会員規約を誠実に遵守するものとします。

## 2. 定義

本会員規約上の用語を以下のとおり、定義します。

「当社」：株式会社未来創造部

「ソーシャル・イノベーションのための ATAMI 社会課題ラボ」：株式会社未来創造部が、会員に対して提供するプログラム。

「会員」：プログラムの申込みをし、参加が承認された者

「派遣元」：会員が所属する会社、団体

「個人情報」…本プログラムの提供を受ける目的で、会員が当社に提供する一切の情報

## 3. 本プログラム

本プログラムの参加定員数は 15 名とします。当初の参加期間（1 ターム）は、入会した当月から 6 カ月間とします。会員は、当社の定める方法に従い、以下本プログラムへ参加することができます。なお、同一組織からの参加は 3 名までとします。

プログラム内容

別紙のとおり

#### **4. コワーキングスペースの利用**

本プログラムに参加する会員は、本プログラム参加期間中、当社が運営する会員専用コワーキングスペースを、平日 9 時～17 時の営業時間内であればいつでも利用できます。

コワーキングスペースの利用にあたっては、別途当社が定めるコワーキングスペース利用規約を遵守するものとします。

コワーキングスペース利用規約

[https://mirai-sozo.work/archives/pdf/mirai-sozo\\_coworkingspace\\_terms\\_202105.pdf](https://mirai-sozo.work/archives/pdf/mirai-sozo_coworkingspace_terms_202105.pdf)

#### **5. 入会開始日**

毎月 1 日を入会開始日とします。月の半ばに参加された場合も、入会開始日は当該月の 1 日とします。

#### **6. 参加期間および継続**

1 タームを 6 ヶ月とし、1 タームの料金は第 6 条に定める料金とします。会員は参加期間を継続することができます。1 ターム 6 カ月ごとの継続料金は第 6 条に定める料金と同額とし、派遣元と当社との話し合いのうえ、会員の継続を承諾した時に継続期間を開始するものとします。また、当初の 1 ターム経過後は 1 ケ月単位で延長することもできます。その場合の月額料金は第 6 条に定めます。

#### **7. 参加料金**

申込者は、当社の定める一定の登録情報を当社に提供することにより、参加を申し込むものとします。

■入会金：55,000 円（税込）／1 人 ※初回のみ

■ATAMI 社会課題ラボ参加費

1 ターム（6 カ月間）： 550,000 円（税込）／1 人

※複数名参加割引（同一組織、同ターム参加限り）

- ・2名参加（10%OFF）：495,000円（税込）／1人につき
- ・3名参加（20%OFF）：440,000円（税込）／1人につき

※1ターム後、6ヶ月単位で、上記料金で更新できます

※1ターム後の6ヶ月未満の延長の場合 110,000円（税込）／1人／月

参加費に含まれるもの

- 契約期間の ATAMI 社会課題ラボ参加費用
- 契約期間の会員専用コワーキングスペース利用料（フリーアドレス制、1人1席、専用の鍵付きサイドデスクワゴン付き）

参加費に含まれないもの

- 有料貸出備品、当社2階レンタルスペース、2階・3階の小会議室利用料金（別途利用料を申し受けます）
- 活動・参加に関わる交通費、飲食費等
- その他、個人に関わる支出

会員もしくは派遣元は、参加開始前までに請求書を受領し、その翌月末までに支払うものとします。

## 8. キャンセル

会員もしくは派遣元の都合によるキャンセルは、以下のキャンセル料を申し受けます。

キャンセル料	
入会開始日の10日前～2日前まで	参加費の50%
入会開始日の1日前から入会日以降	参加費の100%

## 9. 会員登録拒否事由に関する保証

会員は、以下の会員登録拒否事由各号に該当しないことを保証します。

- 会員が過去に当社との契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
- 未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、補佐人または補助人の同意等を得ていない者
- 当社に提供した登録情報の全部または一部につき虚偽がある場合
- 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等を維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関

与をっていると当社が判断した者

## 10. 退会

会員は、第7条のキャンセル規定に基づき、いつでも本プログラムの参加を終了することができます。

会員期間中に退会した場合、原則として、当該退会の理由の如何を問わず、本プログラムの参加費は返金されないものとします。第7条に定める期限内に前項の返金申出を行わなかった場合も同様に参加料金は返金されないものとします。

## 11. 権利譲渡の禁止

会員は、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、会員としての契約上の地位及び本会員規約上の権利もしくは義務の全部または一部を第三者に譲渡、売買、名義変更、承継してはならないものとします。

## 12. 秘密保持

本会員規約において「秘密情報」とは、本プログラムに関連して、書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、技術、業務、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下については、秘密情報に含まれないものとします。

- 会員および当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
- 会員および当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
- 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
- 秘密情報によることなく単独で開発したもの
- 会員および当社から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

会員および当社は、知り得た秘密情報を秘密として保持し、当該相手方の書面による承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

会員および当社は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については厳重に行うものとします。

### **1 3. 個人情報保護**

当社は、本プログラムに関して当社が知り得た会員の個人情報については、当社の本ウェブサイトに掲示する「個人情報保護」に基づき、適切に取り扱うものとします。

株式会社未来創造部 個人情報保護

<https://mirai-sozo.work/terms.html>

### **1 4. 有効期間**

規約は、入会した当月から効力を生じ、会員が退会した日まで、当社と会員との間で有効に存続するものとします。

### **1 5. 存続期間**

1 1. 秘密保持と 1 2. 個人情報保護の規定は会員の有効期間終了後も有効に存続するものとします。

### **附則**

本会員規約は、2021年4月1日より実施します。

2021年5月6日 改定

2021年5月12日 改定

# 別紙

## プログラム内容

- ・ローカル：熱海という地域の社会課題を発見し、解決策を考える

- (1) 热海に関する既存の資料等の読み込み→仮説立て
- (2) 地元のキーパーソンへのインタビュー・ヒヤリング→仮説検証・修正
- (3) 地元の関連場所等への視察・見学→仮説検証・修正

※地元のキーパーソン例：市役所（観光経済課など）、熱海商工会議所、観光協会、銀座商店街、漁業組合、地元メディア、machimori、熱海高校など

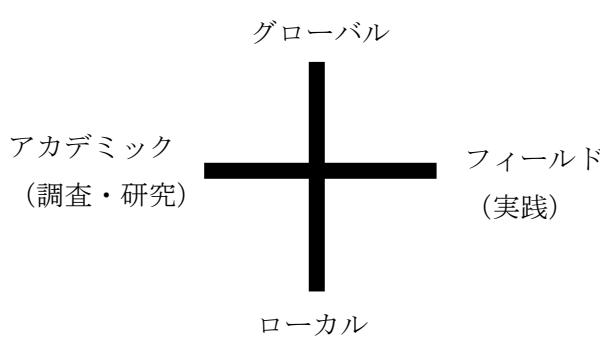
- ・グローバル：問題構造の理解を深め、グローバルな先進事例を知る

- (1) 抽出した課題に関する他地域・他国の状況調査
- (2) 関連する調査研究等の調査・読み込み
- (3) グローバルな有識者へのインタビュー・ヒヤリング

社会変革手法：実際に課題を解決していくための方法論を身につける

システム思考、学習する組織、変化の理論、コミュニケーション、社会的合意形成など

- ・重視するバランス



「ローカル」——「グローバル」という軸と、「アカデミック（研究・調査）」と「フィールド（実践）」という軸を組み合わせ、バランスよく進めていきます。「ローカル」に軸足を置きながら、「グローバル」につながり、「研究・調査」に裏打ちされた「実践」的なパイロット事業を展開していきます。